

第2章

国の原子力規制行政

CHAPTER
2



第2章 国の原子力規制行政

1 国の原子力規制行政の概要

原子力規制委員会は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公平な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月19日、環境省の外局として発足されました。

原子力規制委員会は、内閣総理大臣が任命した委員長及び4人の委員から構成され(平成25年2月15日に国会同意)、その事務局機能は原子力規制庁が担っています。

「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定されています。

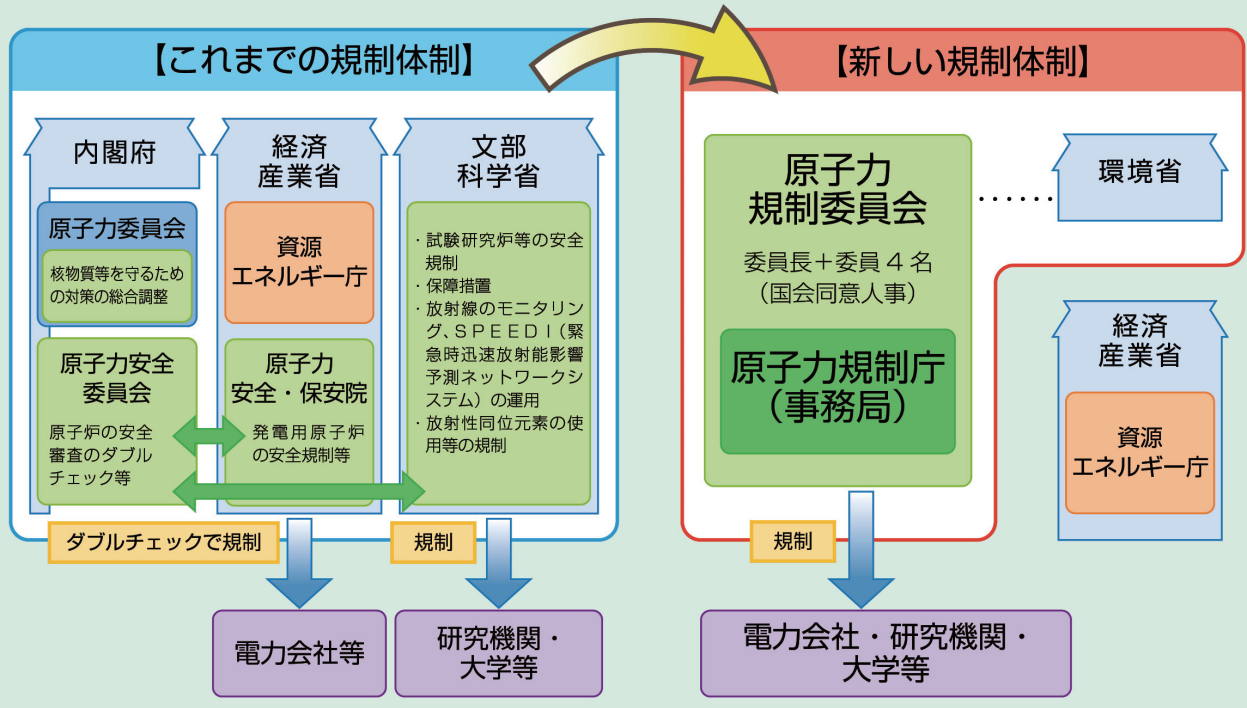
原子力規制委員会により、平成25年6月19日に新規制基準が策定、同年7月8日に施行されました。

改革の要点

1 「規制」と「利用」の分離

これまでは、原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていました。そうした「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設しました。原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会※です。

※いわゆる3条委員会（国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会）とは、上級機関（例えば、設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。



2 「規制」の一元化

各関係行政機関が担っていた原子力の規制の事務、核物質等を守るための事務（核セキュリティ）を原子力規制委員会に一元化しました。また、原子力安全委員会を廃止し、必要な機能が原子力規制委員会に統合されました。さらに、文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置※、放射線モニタリング、放射性同位元素の使用等の規制についても移管され、「規制」に関連する機能は、原子力規制委員会に一元化されました。

※核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動のことです。

3 透明性の高い情報公開

原子力規制委員会は、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、可能な限りの行政文書をHP等で公開します。

原子力規制委員会で行われる会議については、原則として内容を公開していきます。また、電力会社等の被規制者との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則として公開していきます。

(出典:原子力規制委員会パンフレット)

4 原子力規制の転換

東京電力福島原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえて、

- ① 重大事故対策の強化
- ② 最新の知見に基づく原子力安全規制の実施
- ③ 40年運転制限の導入

など、原子力規制を強化しました。

< ① 重大事故対策の強化 >

重大事故対策を法令による規制の対象としました。

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の原子力事業所外への異常放出といった災害の防止が含まれることを明記しました。
- ・発電用原子炉設置者等が行うべき保安のために必要な措置に重大事故対策も含まれることを明記しました。

< ② 最新の知見に基づく規制の実施 >

最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入しました。

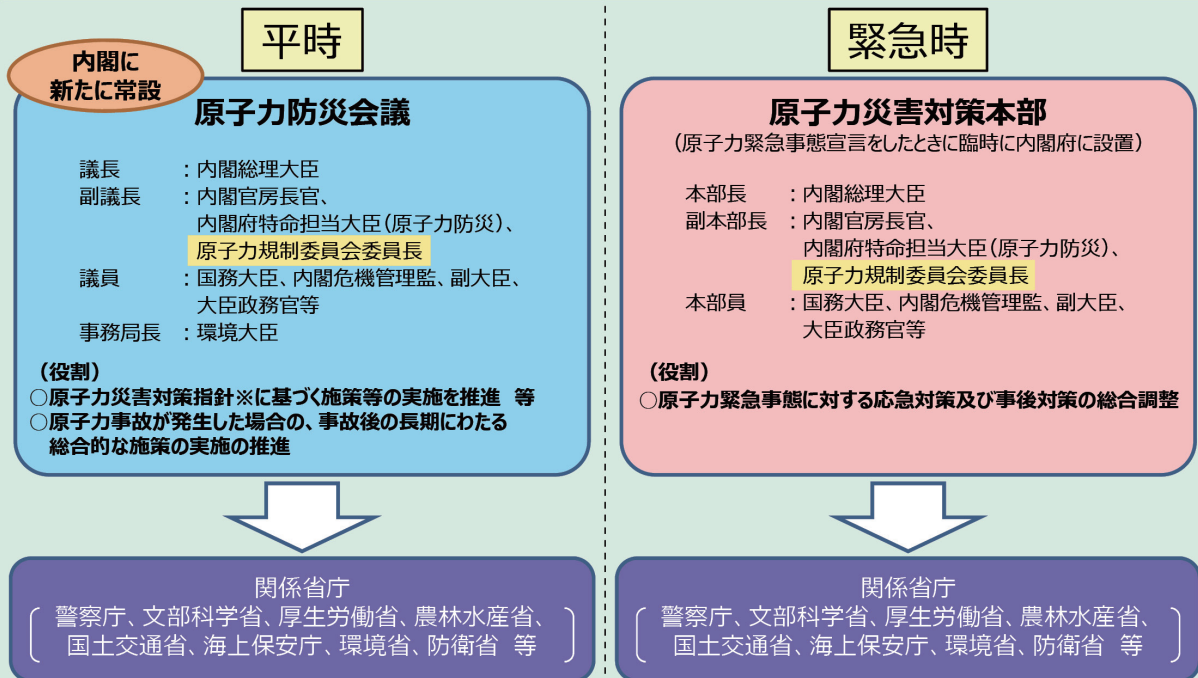
< ③ 40年運転制限の導入 >

発電用原子炉の運転期間を、原則として、営業運転を開始した日から起算して40年※としました。

※40年超の運転が認められるのは原子炉等の劣化の状況を踏まえた基準に適合している場合に限りです。

5 原子力防災体制の強化

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、
内閣に原子力防災会議を新たに常設



※ 原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害予防対策や緊急事態応急対策及び事後対策の円滑な実施を確保するための指針です。原子力規制委員会が作成します。

(出典:原子力規制委員会パンフレット)